事　　務　　連　　絡

平成２６年１２月１日

健康保険事務担当者　殿

外国運輸金融健康保険組合

高額療養費及び出産育児一時金に係る改正について

当組合の事業運営につきましては、平素より格別なご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

　さて、標記のことについては、政令改正により平成27年1月1日から変更事項がございますので、お知らせいたします。

　なお、このことにつきましては、広報誌「こんぱす」12月号で被保険者に周知することとしておりますことを申し添えます。

記

１　70歳未満の高額療養費の自己負担限度額の変更

　　これまでの3区分から5区分に細分化されます。

　　なお、当組合の一部負担還元金、家族療養費付加金等の控除額(15,000円)に変更はありませんので、最終的な医療費の自己負担額はこれまでと同様です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平成26年12月診療分まで | | 平成27年1月診療分から | |
| 区分 | 自己負担限度額 | 区分 | 自己負担限度額 |
| 上位所得者（標準報酬月額53万円以上） | 150,000円＋（医療費－500,000円）×1%  <83,400円> | 標準報酬月額83万円以上 | 252,600円＋（医療費－842,000円）×1%  <140,100円> |
| 標準報酬月額53万円～79万円 | 167,400円＋（医療費－558,000円）×1%  <93,000円> |
| 一般（上位所得者・低所得者以外） | 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%  <44,400円> | 標準報酬月額28万円～50万円 | 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%  <44,400円> |
| 標準報酬月額28万円未満 | 57,600円  <44,400円> |
| 低所得者（住民税非課税者） | 35,400円  <24,600円> | 低所得者（住民税非課税者） | 35,400円  <24,600円> |

　　< >は多数該当の場合の限度額です。

　　これに伴い、「健康保険限度額適用認定証」の適用区分欄の表示が下記のとおり変更されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平成26年12月まで | | 平成27年1月から | |
| 区分 | 表示 | 区分 | 表示 |
| 上位所得者 | Ａ | 標準報酬月額83万円以上 | ア |
| 標準報酬月額53万円～79万円 | イ |
| 一般 | Ｂ | 標準報酬月額28万円～50万円 | ウ |
| 標準報酬月額28万円未満 | エ |
| 低所得者 | Ｃ | 低所得者 | オ |

**現在の限度額認定証の有効期限は平成26年12月31日となっています。平成27年1月1日以降も限度額認定証が必要な方は、当組合までご連絡ください。**現在の限度額認定証は平成27年１月以降事業所を経由して速やかにお返しください。

２　出産育児一時金の改正

　　平成27年1月1日以降の出産から次のとおり改正されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (家族)出産育児一時金 | 改正前 | 改正後 |
| 本　　　　　　体 | 390,000円 | 404,000円 |
| 産科医療補償制度掛金 | 30,000円 | 16,000円 |
| 合　　　　　　計 | 420,000円 | 420,000円 |

　　当組合の付加給付（175,000円）に変更はありません。

　　産科医療補償制度の掛金の引下げ分は出産育児一時金本体に上乗せされることとなりました。その結果、産科医療補償制度の掛金が発生しない場合（海外での出産等）のみ、出産育児一時金の金額が14,000円増額されます。

　ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

業務部給付課　　電話　０３－３５７４－８２１７